

多久市証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長      横   尾      俊   彦

多久市規則第 7 号

多久市証紙規則の一部を改正する規則

多久市証紙規則（昭和 5 4 年多久市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「 3 0 円」を「 4 0 円」に改める。

附   則

（施行期日）

1    この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2    この規則の施行日前に購入した証紙は、この規則の施行の日以後においても使用することができるものとする。